

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2024年 2月13日(火)

## 今週のことば

### 育成就労制度

政府は外国人の技能実習制度を廃止し、特定産業分野の人材確保・育成を目的とする新制度を創設する方針。本人意向の転籍を認めるほか、監理団体の厳格化等を講じる。

## ◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

2/12(月) 先負	振替休日、初午
13(火) 仏滅	源泉所得税の納付期限
14(水) 大安	聖バレンタインデー、インドネシア大統領選挙
15(木) 赤口	
16(金) 先勝	所得税の確定申告(～3月15日)、卓球世界選手権
17(土) 友引	
18(日) 先負	

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
2/5(月)	36,354 △190	148.47 ▼1.85
6(火)	36,161 ▼193	148.51 ▼0.04
7(水)	36,120 ▼41	147.82 △0.69
8(木)	36,863 △743	148.71 ▼0.89
9(金)	36,897 △34	149.39 ▼0.68

## 所得税の確定申告を行う際の注意点等

令和5年分の所得税の確定申告が今月16日から始まります(石川・富山県以外は3月15日まで)。

### ◆ 確定申告を行う際の主な注意点等

◎医療費控除……入院給付金や高額療養費などの補填された金額は、給付の対象となった医療費を限度として差し引きます。

◎寄附金控除(ふるさと納税)……確定申告をする場合は、ふるさと納税ワンストップ特例が無効となるため、令和5年中に行った全てのふるさと納税の金額を寄附金控除の計算に含めて申告します。

◎住宅ローン控除……住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を適用する方は、住宅ローン控除の計算において非課税措置を受けた金額を住宅の購入金額から差し引きます。

◎雑損控除……災害等で資産に損害を受けた場合に適用できますが、生活に通常必要でない資産(貴金属、書画、骨董など)は対象外です。なお、能登半島地震による災害については、雑損控除等を令和5年分の所得税から適用できる特例が設けられます。

◎上場株式等に係る申告……特定口座(源泉徴収あり)でも譲渡損失の繰越控除や複数の口座間で損益通算する場合は、確定申告が必要です。なお、配当所得等について所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択することはできなくなりました。

◎満期保険金等を受け取った場合……保険料の負担者が満期保険金等を一時金で受け取った場合は、一時所得となります。

◎給与以外に副収入等がある場合……年末調整をした給与所得者でもネットビジネスなどによる所得が20万円超の場合は確定申告が必要です。

■この記事の詳細は、情報BOX201506

## 国外財産調書の状況と提出期限の変更

居住者がその年の12月末時点で5千万円を超える国外財産を保有している場合は、財産の種類や数量、価額などを記載した「国外財産調書」を所轄税務署長へ提出する必要があります(正当な理由なく提出しない場合や虚偽記載の場合には罰則が設けられています)。

国税庁によると、令和4年分の国外財産調書の提出件数は1万2494件で、調書に記載された総財産額は5兆7222億円でした。

なお、改正により令和5年分以降の提出期限が「その年の翌年6月30日」に変わりました(令和5年分は令和6年7月1日が期限)。また、財産債務調書の提出期限についても同様です。

## 令和6年度の協会けんぽ保険料率が決定

中小企業等が加入する協会けんぽ(全国健康保険協会)の令和6年度の健康保険料率及び介護保険料率が決定しました。本年3月分(4月納付分)から適用されますので、確認しておきましょう。

都道府県ごとに設定されている健康保険料率は、据置きの新潟県を除き改定となり、上げが24府県、下げが22都道府県です。

また、介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)が負担する全国一律の介護保険料率は、1.60%(現行1.82%)に引下げとなります。

### 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 所得税の確定申告の際に多い誤りや注意点等

令和5年分の所得税の確定申告期間は、令和6年2月16日～3月15日※です。  
※石川県、富山県の方については、申告・納付等の期限が国税庁告示により定める日まで延長。

## ◆申告の際に多い誤りや注意点等

## ◎基礎控除の適用

・合計所得金額が2,500万円を超える場合は基礎控除の適用は受けられません。

## ◎配偶者控除及び配偶者特別控除の適用

・合計所得金額が1,000万円を超えている方は、配偶者控除等の適用は受けられません。  
・配偶者控除を受ける方は、配偶者特別控除を併せて受けることはできません。

## ◎扶養控除の適用

・同居をしていない場合でも常に生活費等を送っているなど生計が一であれば対象となりますが、国外居住親族については、非居住者の扶養親族が30歳以上70歳未満の場合、①留学生、②障害者、③年38万円以上の送金を受けている、のいずれかに該当する場合に限り対象となります。

## ◎ひとり親控除の適用

・婚姻歴や性別にかかわらず、現に婚姻をしていない者のうち合計所得金額が500万円以下で、生計を一にする子を有するなどの要件を満たす場合が対象となりますが、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象外です。

## ◎地震保険料控除の適用

・平成18年12月までに締結した一定の長期損害保険契約等に係る保険料は対象となります。

## ◎医療費控除の適用

・高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金や保険会社からの入院給付金などで補填される金額は、給付の目的となった医療費の金額を限度として支払った医療費の額から差し引きます。

## ◎寄附金控除の適用

・ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出している方であっても、確定申告をする場合や寄附先が5団体を超える場合は、ワンストップ特例が適用されないため、令和5年中に支払った全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要があります。

## ◎雑損控除の適用

・災害等で資産が損害を受けた場合に適用できますが、生活に通常必要でない資産は対象外です。  
・令和6年1月1日に発生した能登半島地震による災害については、雑損控除等を令和5年分の所得税から前倒して適用することができる特例措置が設けられます。

## ◎住宅ローン控除の適用

・住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置の適用を受けている場合には、住宅ローン控除額の計算において、その非課税措置を受けた金額を住宅の購入金額から差し引いて計算します。  
・入居した年及びその年の前2年に譲渡所得の課税の特例(3,000万円の特別控除など)を適用している場合や、入居した年の翌年以後3年以内に入居した住宅及びその敷地以外の一定の資産の譲渡について譲渡所得の課税の特例を適用している場合は、住宅ローン控除は適用できません。

## ◎副収入等の申告

・年末調整が済んでいる給与所得者でも、ネットオークションやフリマアプリなどを利用した個人取引(生活に使用した資産の売却による所得は非課税)や、ネット広告による収入、暗号資産の売却などで、給与所得以外の所得が20万円を超える場合は、確定申告が必要です。  
・医療費控除などの適用のため確定申告をする場合は、20万円以下の所得も申告が必要です。

## ◎一時所得の申告

・生命保険会社などから満期金や一時金を受け取った場合は、その収入が一時所得として申告する必要がないか、生命保険会社などから送付された書類で確認します。

## ◎国外所得の申告

・居住者は、海外で得た所得も合わせて申告する必要があります。

## ◎上場株式等に係る申告

・特定口座(源泉徴収あり)を利用している場合は原則、確定申告は必要ありませんが、譲渡損失の繰越控除や複数の口座間で損益通算する場合は確定申告が必要です。その場合、譲渡益等が「合計所得金額」に含まれるため、配偶者控除等の適用に影響が出る可能性があります。  
・上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等(源泉徴収口座に限る)について、所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択することができなくなり、令和5年分(令和6年度の個人住民税)から所得税で選択した課税方式と一致させることになりました。